

臨時福祉給付金と 子育て臨時特例給付金の 申請受付が始まります！



平成 26 年 4 月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、2つの給付金を支給します。

給付には、申請の手続きが必要です

7月中旬以降に、行方市から対象者と思われる方に案内文・申請書を送付いたします。混雑が予想されるため、必要事項を記入の上、下記まで申請してください。また、支給対象であっても公務員の方には、申請書等は送付しませんのでご注意ください。詳しくは、左のページをご覧ください。

○申請期間

平成26年7月28日（月）～平成27年1月27日（火）

集中受付期間 7月28日（月）から8月10日（日）までは土日でも受付を行っています。

午前8時30分～午前11時30分 午後1時00分～午後4時00分

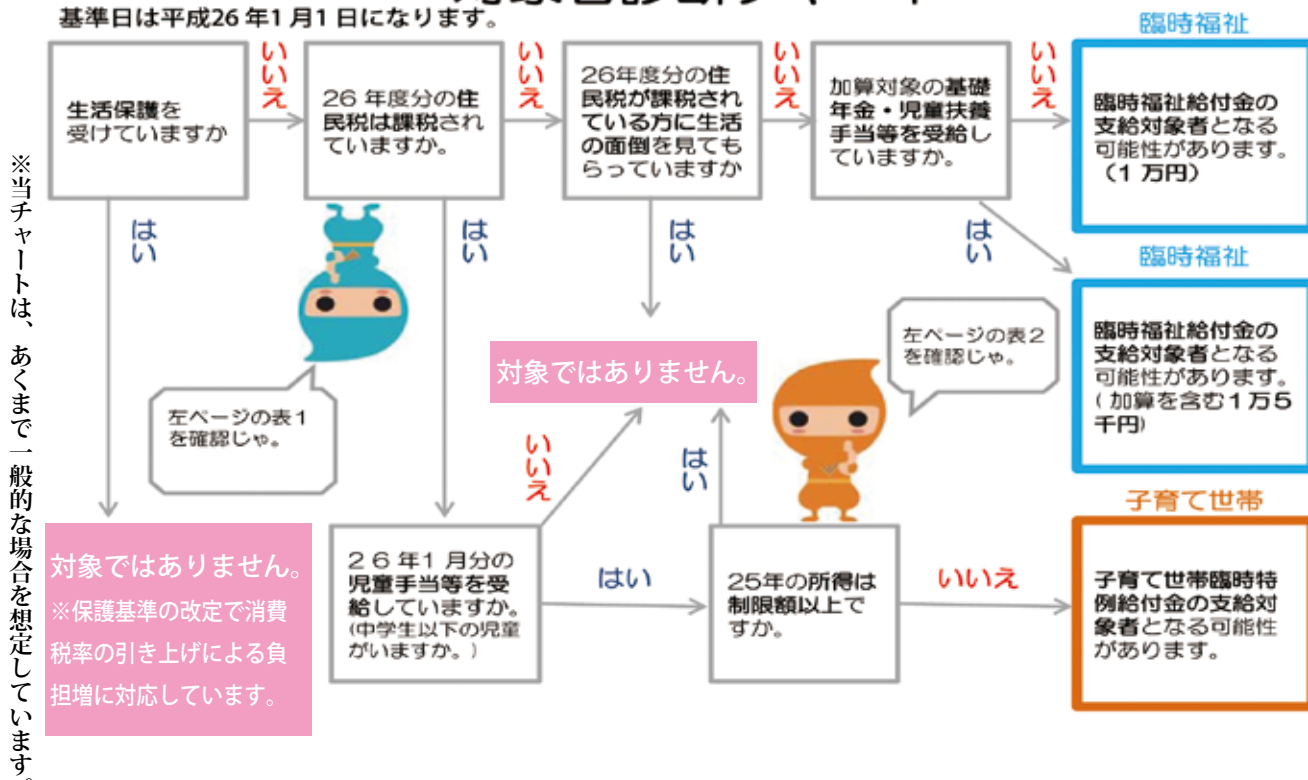
○申請場所

麻生庁舎ロビー・北浦庁舎第4会議室・玉造庁舎ロビー

※8月11日(月)から9月30日(火)までの申請は、麻生庁舎は税務課、北浦庁舎では総合窓口室、玉造庁舎では社会福祉課・こども福祉課でお願いします。その後は、玉造庁舎社会福祉課・こども福祉課のみとなります。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



臨時福祉給付金

支給要件

○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
- ・生活保護の受給者である場合 など

は除きます。

○支給額

- ・1人につき10,000円。下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）	区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	100万円	単身 65歳以上	155万円
夫婦	156万円	単身 65歳未満	105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦 65歳以上	211万円
夫婦子2人	255.7万円	夫婦 65歳未満	171.3万円



フシガンニンジャ

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- ・生活保護の受給者となっている児童 など

は除きます。

○支給額

- ・対象児童1人につき10,000円

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫婦子1人（2人）	917.8万円
夫婦子2人（3人）	960万円

表2 【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】



オレンジカクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル 0570-037-192

行方市コールセンター

土日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

臨時福祉給付金に関すること

社会福祉課 0299-55-3722

子育て世帯臨時特例給付金に関すること

こども福祉課 0299-55-3724



カクニンジャ